

産業廃棄物処理計画書

令和元年6月14日

(宛先) さいたま市長

報告者

住所 埼玉県さいたま市北区植竹町1-324

氏名 富士フイルム株式会社 光学・電子映像事業部

光学・電子映像事業部長 飯田 年久

電話番号 048-668-2112

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和元年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	富士フイルム株式会社 光学・電子映像事業部
事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区植竹町1-324
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
変更の概要	
当該事業所において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	光学機械器具・レンズ製造業
②事業の規模	1,301億円
③従業員数	542人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類→破碎・焼却(委託)→残渣：RPF原料化、路盤材原料化 金属くず→破碎(委託)→再生 汚泥→脱水・焼却(委託)→残渣：セメント原料化 木くず→破碎(委託)→残渣：パルペイクボート原料化 ガラスくず・水銀使用製品(蛍光灯他)→破碎(委託)→残渣：セメント、路盤材原料化 廃油→焼却(委託)→残渣：路盤材原料化 廃酸→中和・焼却(委託)→セメント補助燃料化 廃アルカリ→中和(委託)→セメント補助燃料化 がれき→破碎(委託)→再生砕石原料化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
本社 環境品質マネジメント部(部長)  
↓  
光学・電子映像事業部事務グループ長  
↓  
廃棄物管理担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・装置類の解体分別を行い、極力有価物化し産業廃棄物排出量を抑制している。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 廃部品類を廃棄物品種ごとに分別することによる、有価資源物化促進。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ他 取組：装置類の解体・分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
	1. 定期的(1年～3年おき)に委託先調査評価を実施し、結果を委託先にフィードバックしている。 2. 排出物遵法管理システムで許可期限管理等を実施。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託先調査評価を継続していく。</li> <li>2. 極力優良認定業者を選定していく。</li> <li>3. 合積み、車輛サイズ調整等による、効率のよい収集運搬方法を検討し実施する。</li> </ol>		
※事務処理欄			

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万 $\text{m}^3$ 以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万 $\text{m}^3$ 以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

## 別紙

## (第2面)産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位:t

産業廃棄物の種類	排出量(①現状)	排出量(②計画)
廃プラスチック類	47.102	45
金属くず	4.499	4
木くず	2.846	2.5
ガラスくず	2.633	2.2
水銀使用製品(蛍光灯)	0.15	0.6
水銀使用義務付け製品(計測器)	0.073	0
汚泥	38.702	15
廃油	0.833	0.8
廃アルカリ	1.401	0.5
廃酸	33.542	3
がれき	0.49	0
合計	132.271	73.6

## (第4面・第5面)産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

単位:t

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	47.102	47.102	47.102	0	39.892
金属くず	4.499	4.499	4.499	0	0.45
木くず	2.846	0	2.846	0	0
ガラスくず	2.633	2.633	2.633	0	2.633
水銀使用製品(蛍光灯)	0.15	0.15	0.15	0	0.15
水銀使用義務付け製品(計測器)	0.073	0.073	0.073	0	0.073
汚泥	38.702	30.582	38.702	0	0.175
廃油	0.833	0.833	0.833	0	0.468
廃アルカリ	1.401	1.401	1.401	0	0.041
廃酸	33.542	33.542	33.542	0	0.022
がれき	0.49	0.49	0.49	0	0
合計	132.271	121.305	132.271	0	43.904

## ②計画

単位:t

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	45	45	45	0	38
金属くず	4	4	4	0	0
木くず	2.5	0	2.5	0	0
ガラスくず	2.2	2.2	2.2	0	0
水銀使用製品(蛍光灯)	0.6	0.6	0.15	0	0.15
水銀使用義務付け製品(計測器)	0	0	0	0	0
汚泥	15	7	15	0	0.5
廃油	0.8	0.8	0.8	0	0.4
廃アルカリ	0.5	0.5	0.5	0	0.1
廃酸	3	3	3	0	0.1
がれき	0	0	0	0	0
合計	73.6	63.1	73.15	0	39.25